- 16 別表十六(一)「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関 する明細書」
  - (1) この明細書は、次の場合に使用します。
    - イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の減価償却資産につき、定額法又はリース期間定額法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行うときに使用します。
    - ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する 規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使 用します。
    - 八 連結子法人が、法第81条の25 《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は 主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書 類)として使用します。
  - (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかっこの中にその連結法人名を記載します。
  - (3) この明細書の各欄の記載に当たっては、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)「定額法又はリース期間 定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」を参考に記載してください。
- 17 別表十六(二)「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」
  - (1) この明細書は、次の場合に使用します。
    - イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の減価償却資産につき、定率法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行うときに使用します。
    - ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する 規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使 用します。
    - ハ 連結子法人が、法第81条の25 《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は 主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。
  - (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかっこの中にその連結法人名を記載します。
  - (3) この明細書の各欄の記載に当たっては、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(二)「定率法による減価償却 資産の償却額の計算に関する明細書」を参考に記載してください。

## 18 個別帰属額等の一覧表

- (1) この一覧表は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。
  - (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経 理担当者の自署押印は不要です。
    - 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください(2頁の

「連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。)。

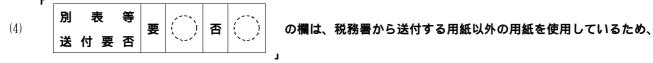
3 個別帰属額に関する書類は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式(個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[連結確定申告書の各別表]の各様式)を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [連結確定申告書の各別表]の添付を省略することができます。

- (2) 「納税地等」の欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「個別帰属額」の欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額」の 欄の金額を記載してください。
- (4) 「期中加入」の欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(加入)」を提出した子法人について を付してください。
- (5) 「連結子法人数 法人」の欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (6) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額」の欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額の合計を記載してください。
- (7) 「参考」の欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」の欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」の欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

- 19 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分
  - (1) この届出書は、次の場合に使用します。
    - イ 普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25 《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類)を提出する場合に使用します。
    - 口 普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
    - (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表二~別表十七を使用してください。
  - (2) 「旧所在地及び旧法人名等」の欄には、当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。
  - ③)「税務署処理欄」には記載しないでください。



翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に をします。

なお、現在、「送付不要」としている連結法人が、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘 定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」欄に をしてください。 (5) 税理士法第30条の書面提出有

の欄は、税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する書面を申告書に

添付する場合には、 をしてください。

(6) 「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、連結確定申告に係るものである場合には「連結確定」と、連結確定申告の修正申告に係るものである場合には「修正連結確定」と記載します。

また、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してく ださい。

なお、期限後申告に係るものである場合には、「期限後連結確定」と記載してください。

(7) 「連結法人税個別帰属額計10」の上段には、その連結法人につき措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額を外書として記載します。

この場合、「個別控除税額11」及び「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。

- (8) 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」の欄及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書には、法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。
- (9) 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」の欄は、修正申告をする場合において、法第81条の31第4項において準用する法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。
- (II) 「連結親法人が中小法人の場合」の各欄は、法第81条の12第2項《中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (II) 「算出連結法人税個別帰属額((25)× (27) (24) )又は((25)の24%相当額)28」の欄は、連結所得の金額がない連結事業年度にあっては「((25)× (27) (24) )又は」を消し、それ以外の連結事業年度にあっては「又は((25)の24%相当額)」を消して記載します。